【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２８年２月２５日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　阿部　修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目２番４号　天王洲ファーストタワー
【事務連絡者氏名】	田中　美紀子
【電話番号】	０３－６７１１－９２００
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成27年8月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するとともに、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

２．【訂正の内容】

※下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

＜訂正前＞

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

略

＜訂正後＞

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

略

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　１ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

①ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

②信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券

	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 （　　）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類定義＞

1．単位型投信・追加型投信による商品分類　：　追加型投信
※一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2．投資対象地域による商品分類　：　国内
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3．投資対象資産（収益の源泉）による商品分類　：　株式
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年１回	グローバル
一般	年２回	日本
大型株	年４回	北米
中小型株	年６回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット	(　)	(中東)
属性		エマージング
(　)		
不動産投信		
その他資産		
(　)		
資産複合		
(　)		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分定義＞

・投資対象資産による属性区分　：　株式　一般
※大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分　：　年1回
※目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分　：　日本
※目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④ファンドの特色

1)主としてわが国の金融商品取引所上場株式から中長期的に高い成長が予想される産業、企業にフォーカスし、個別企業に対する訪問調査をベースに一社一社選別し、積極的な運用を行います。

2)ベンチマークをTOPIXと規定しますが、TOPIXの業種別ウエートにしばられることなく、あくまで個別銘柄の積上げをベースにポートフォリオを構築します。

3)株式の組入比率は、原則90%以上を目安としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

◆一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。
スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はＪＡＳＤＡＱ市場（銘柄コード８７３９）に２００１年１２月に運用会社として初めて上場いたしました。

■運用の特徴■

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

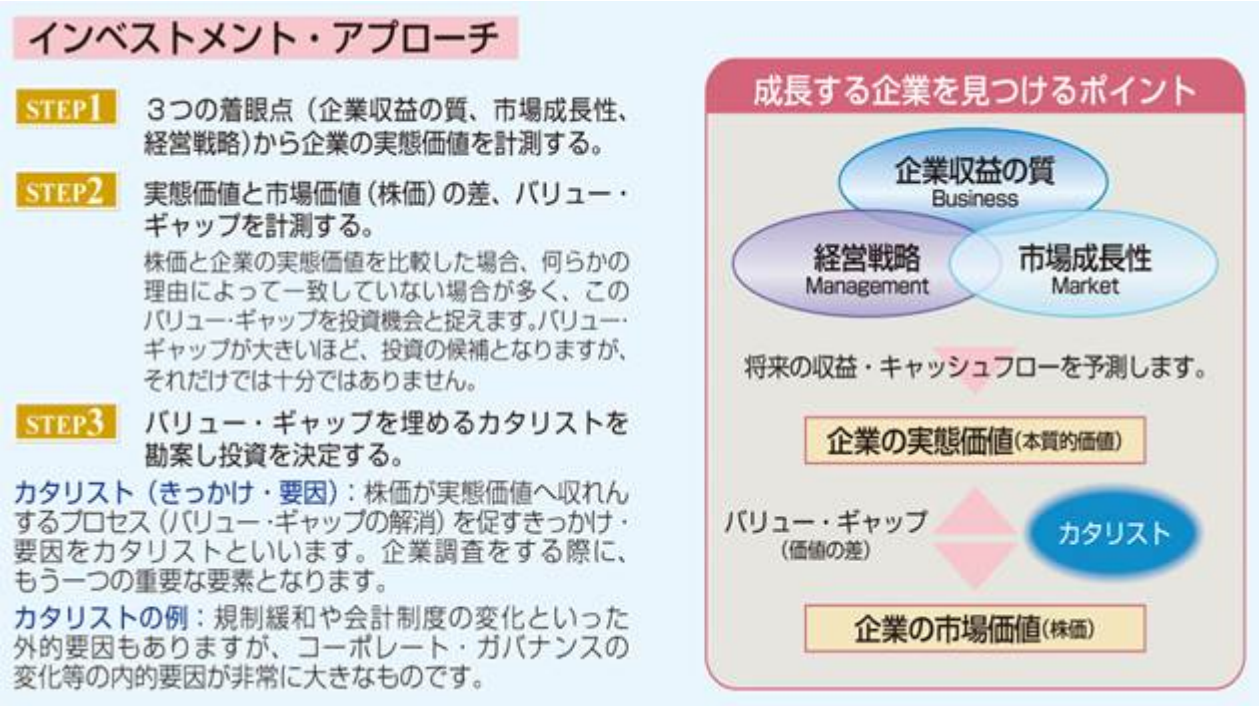

■投資タイミングのイメージ

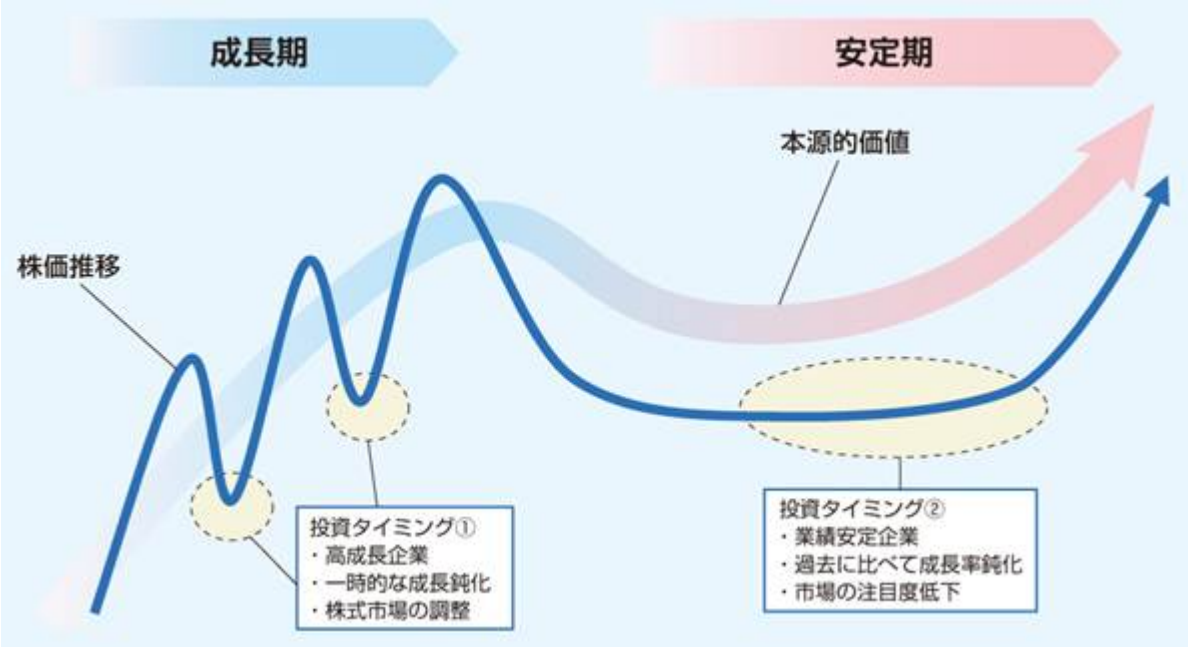

※上記はあくまでイメージ図であり、当ファンドの将来の実現性を示唆あるいは保証するものではありません。
出所：スパークス・アセット・マネジメント

■運用プロセス■

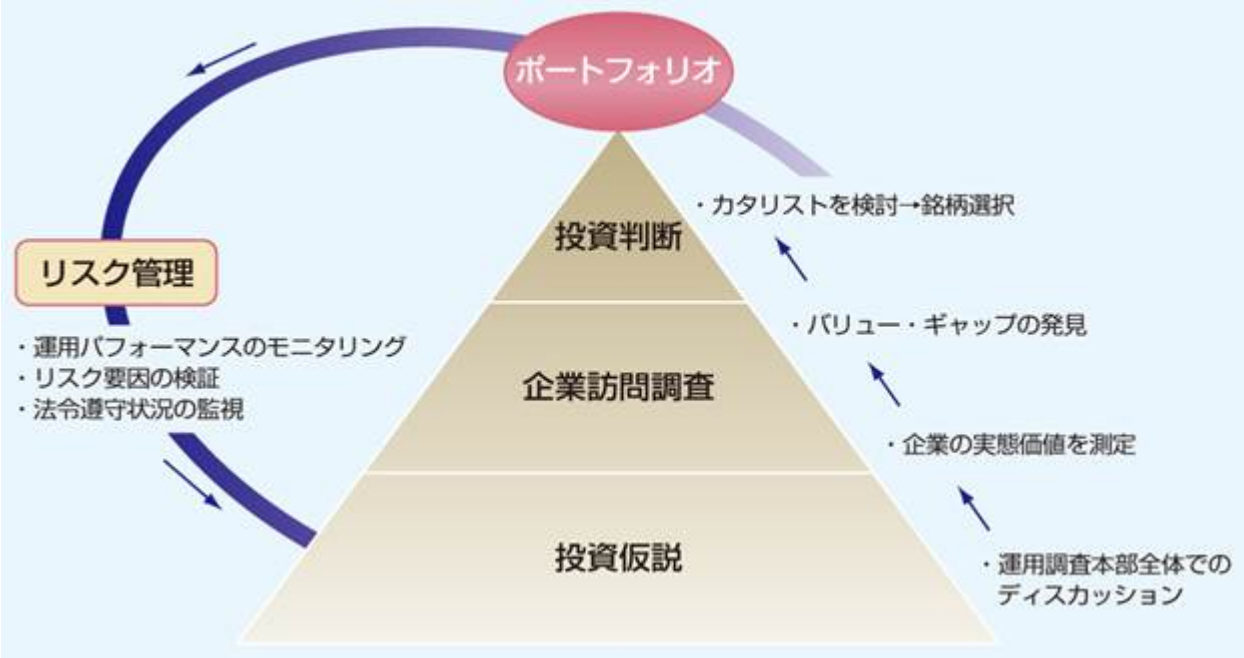

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(3)【ファンドの仕組み】
＜訂正前＞
①　略
②委託会社の概況
ａ．資本金　　25億円（平成27年6月末日現在）
ｂ．略
ｃ．大株主の状況（平成27年6月末日現在）
略
＜訂正後＞
①　略

②委託会社の概況

ａ．資本金　　25億円（平成27年12月末日現在）

ｂ．略

ｃ．大株主の状況（平成27年12月末日現在）

略

２【投資方針】

(3)【運用体制】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２投資方針　（3）運用体制」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

①スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成27年12月末日現在）

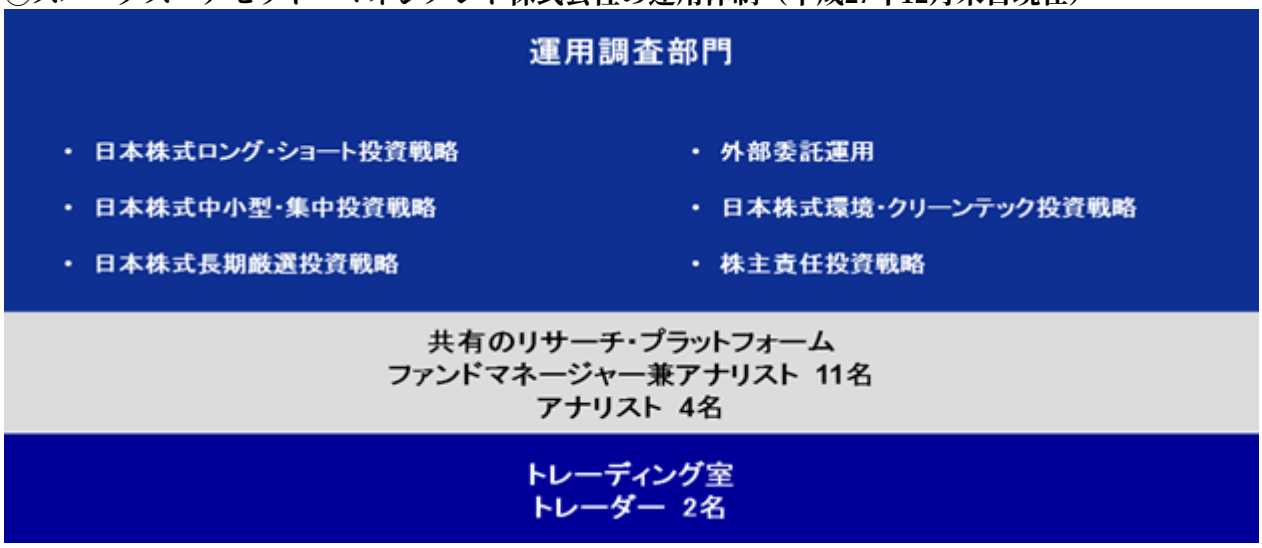

当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えております。調査結果及びその分析と評価等は、運用戦略の区分を超えて日本株の運用調査に携わる全てのファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

平成27年12月末日現在において、日本株の運用調査に携わる人員数は15名、運用経験年数は総計約206年（平均約14年）、また当社での運用経験年数合計は、約154年（平均約10年）となっております。また、日本証券アナリスト保有者11名、米国証券アナリスト検定会員(ＣＦＡ)保有者３名、米国ＭＢＡ保有者４名となっております。

なお、当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「ＣＩＯ」といいます。）の指揮・監督の下、ＣＩＯに指名されたファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。運用に係る最終的な責任はＣＩＯが担っております。

藤村 忠弘

当社取締役　チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員(ＣＦＡ)

１９８６年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

１９９９年７月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：約25年(他社での運用経験：約９年、当社での運用経験約16年)

②意思決定プロセス

a.ファンド・マネージャーは、ＣＩＯの指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。

b.ＣＩＯは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c.上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

③議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、多数の議案を短期間に検証する必要もあり、議案の類型毎に行使ガイドラインと運営プロセスは社内で規則化されており、議決権の適切な行使に務めております。

④委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人によりの報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

※ファンドの運用体制等は、今後変更される場合があります。

３【投資リスク】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　３投資リスク」のうち、＜リスク管理体制＞以降の記載については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

＜リスクの管理体制＞

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

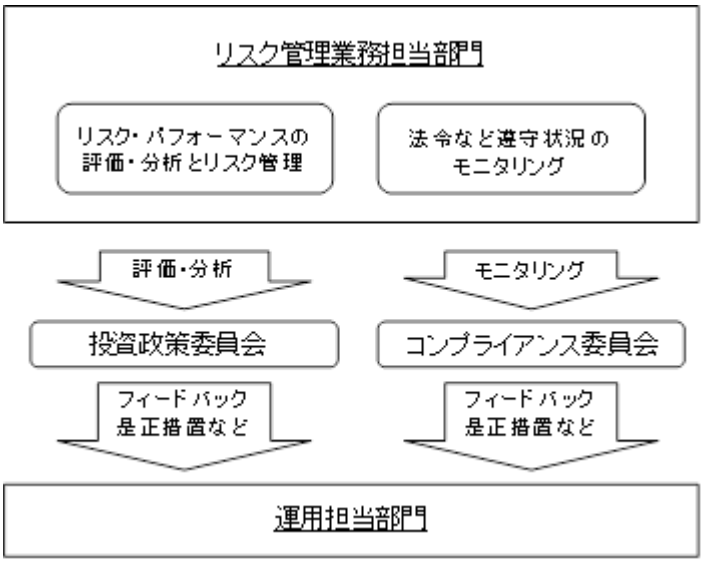

※上記リスク管理体制は平成27年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
（2011年1月～2015年12月）

※上記グラフは、2011年1月～2015年12月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
（2011年1月～2015年12月）

※上記グラフは、2011年1月～2015年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

日本国債：NOMURA−BPI国債
NOMURA−BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA−BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債：シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜訂正前＞

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

新設

申込手数料（購入時手数料）は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

＜訂正後＞

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。

※　ファンドの申込手数料（購入時手数料）等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

申込手数料（購入時手数料）は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

(2)【換金（解約）手数料】

＜訂正前＞

換金時の手数料はありません。

新設

＜訂正後＞

換金（解約）時の手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(5)【課税上の取扱い】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人、法人別の課税について

１）個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税５%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税５%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成49年12月31日までは20.315%（所

得税および復興特別所得税15.315%および地方税５%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税５%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

２）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。平成50年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

② 個別元本について

１）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３）各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、ａ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、ｂ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成27年12月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年１月１日より20歳未満の方を対象とした未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」の口座開設の受付が開始され、平成28年４月１日より一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜ご参考＞

・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
・ 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、平成27年12月末日現在のものです。
※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年４月１日より20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」が適用される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　５運用状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は2015年12月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	3,030,334,190	92.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		237,754,824	7.28
合計(純資産総額)		3,268,089,014	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価（円） 下段：評価単価（円）	上段：簿価金額（円） 下段：評価金額（円）	投資比率 (%)
1	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	44,100	2,992.79 3,503.00	131,981,954 154,482,300	4.73
2	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	30,700	4,588.09 5,027.00	140,854,291 154,328,900	4.72
3	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	48,300	2,911.33 3,154.00	140,617,004 152,338,200	4.66
4	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	100,300	1,616.68 1,442.00	162,153,383 144,632,600	4.43
5	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	12,300	11,491.22 11,450.00	141,342,050 140,835,000	4.31
6	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	32,300	3,959.65 4,065.00	127,896,656 131,299,500	4.02
7	日本	株式	日本電産	電気機器	11,800	9,066.10 8,837.00	106,980,034 104,276,600	3.19
8	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	15,100	7,398.73 6,139.00	111,720,750 92,698,900	2.84
9	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	50,700	1,583.18 1,686.00	80,267,226 85,480,200	2.62
10	日本	株式	良品計画	小売業	3,000	21,356.25 24,640.00	64,068,750 73,920,000	2.26
11	日本	株式	エービーシー・マート	小売業	11,100	7,301.46 6,650.00	81,046,206 73,815,000	2.26
12	日本	株式	セコム	サービス業	8,800	8,365.19 8,240.00	73,613,672 72,512,000	2.22

13	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,700	50,379.44 42,640.00	85,645,046 72,488,000	2.22
14	日本	株式	エムスリー	サービス業	24,300	2,438.61 2,522.00	59,258,251 61,284,600	1.88
15	日本	株式	マツモトキヨシホールディングス	小売業	9,600	5,540.07 6,200.00	53,184,658 59,520,000	1.82
16	日本	株式	コクヨ	その他製品	45,300	1,230.87 1,313.00	55,758,616 59,478,900	1.82
17	日本	株式	アイカ工業	化学	24,500	2,742.54 2,391.00	67,192,279 58,579,500	1.79
18	日本	株式	花王	化学	9,300	5,894.50 6,255.00	54,818,805 58,171,500	1.78
19	日本	株式	日東電工	化学	6,400	9,264.36 8,912.00	59,291,892 57,036,800	1.75
20	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	94,700	689.19 591.20	65,266,293 55,986,640	1.71
21	日本	株式	エフピコ	化学	12,600	4,455.37 4,385.00	56,137,600 55,251,000	1.69
22	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	19,800	2,958.88 2,744.00	58,585,824 54,331,200	1.66
23	日本	株式	リロ・ホールディング	サービス業	3,600	11,861.53 14,690.00	42,701,503 52,884,000	1.62
24	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	8,200	6,020.05 5,960.00	49,364,418 48,872,000	1.50
25	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	28,400	1,752.56 1,678.00	49,772,733 47,655,200	1.46
26	日本	株式	キーエンス	電気機器	700	66,868.21 67,080.00	46,807,748 46,956,000	1.44
27	日本	株式	パーク２４	不動産業	15,900	2,619.18 2,929.00	41,644,993 46,571,100	1.43
28	日本	株式	ダイキン工業	機械	5,200	8,648.65 8,901.00	44,972,969 46,285,200	1.42
29	日本	株式	オリックス	その他金融業	26,700	1,732.61 1,715.50	46,260,753 45,803,850	1.40
30	日本	株式	ヤマハ	その他製品	15,000	2,522.51 2,949.00	37,837,652 44,235,000	1.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	サービス業	11.97
		小売業	10.65
		情報・通信業	10.31
		輸送用機器	8.81

		化学	8.71
		電気機器	8.31
		卸売業	7.84
		陸運業	5.17
		建設業	4.73
		その他製品	3.99
		機械	2.34
		不動産業	2.17
		その他金融業	2.17
		銀行業	1.71
		パルプ・紙	1.03
		繊維製品	0.76
		医薬品	0.67
		倉庫・運輸関連業	0.54
		金属製品	0.53
		精密機器	0.32
合計			92.72

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2001年5月25日)	14,528,778,191	14,528,778,191	0.8576	0.8576
2期	(2002年5月27日)	9,661,970,265	9,661,970,265	0.8368	0.8368
3期	(2003年5月26日)	4,924,205,280	4,924,205,280	0.5966	0.5966
4期	(2004年5月25日)	6,390,747,448	6,452,161,905	1.0406	1.0506
5期	(2005年5月25日)	4,380,418,807	4,400,765,476	1.0764	1.0814
6期	(2006年5月25日)	9,881,612,098	9,881,612,098	1.5973	1.5973
7期	(2007年5月25日)	8,035,548,670	8,035,548,670	1.4446	1.4446
8期	(2008年5月26日)	5,073,902,940	5,073,902,940	1.1487	1.1487
9期	(2009年5月25日)	2,942,076,995	2,942,076,995	0.7640	0.7640
10期	(2010年5月25日)	2,451,916,612	2,451,916,612	0.7741	0.7741
11期	(2011年5月25日)	2,091,679,701	2,091,679,701	0.7750	0.7750
12期	(2012年5月25日)	1,755,350,733	1,755,350,733	0.7137	0.7137
13期	(2013年5月27日)	2,684,033,605	2,684,033,605	1.2237	1.2237
14期	(2014年5月26日)	2,414,248,151	2,414,248,151	1.3777	1.3777
15期	(2015年5月25日)	2,735,813,642	2,778,318,724	1.9309	1.9609
	2014年12月末日	2,572,058,059	—	1.6595	—
	2015年1月末日	2,635,681,509	—	1.7052	—
	2015年2月末日	2,712,560,398	—	1.7966	—
	2015年3月末日	2,755,276,378	—	1.8694	—
	2015年4月末日	2,710,310,130	—	1.8809	—
	2015年5月末日	2,768,603,747	—	1.9418	—
	2015年6月末日	2,751,060,098	—	1.9367	—
	2015年7月末日	2,929,573,068	—	2.0056	—
	2015年8月末日	2,877,596,268	—	1.8727	—
	2015年9月末日	2,723,488,521	—	1.7500	—
	2015年10月末日	3,104,046,457	—	1.8999	—
	2015年11月末日	3,186,537,065	—	1.9548	—
	2015年12月末日	3,268,089,014	—	1.9129	—

②【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2000年5月26日	至 2001年5月25日	0.0000
2期	自 2001年5月26日	至 2002年5月27日	0.0000
3期	自 2002年5月28日	至 2003年5月26日	0.0000
4期	自 2003年5月27日	至 2004年5月25日	0.0100
5期	自 2004年5月26日	至 2005年5月25日	0.0050
6期	自 2005年5月26日	至 2006年5月25日	0.0000

7期	自 2006年5月26日　至 2007年5月25日	0.0000
8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	0.0000
9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	0.0000
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	0.0000
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	0.0000
12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	0.0000
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	0.0000
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	0.0000
15期	自 2014年5月27日　至 2015年5月25日	0.0300

③【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2000年5月26日　至 2001年5月25日	1.0000	0.8576	△ 14.24
2期	自 2001年5月26日　至 2002年5月27日	0.8576	0.8368	△ 2.43
3期	自 2002年5月28日　至 2003年5月26日	0.8368	0.5966	△ 28.70
4期	自 2003年5月27日　至 2004年5月25日	0.5966	1.0506	76.10
5期	自 2004年5月26日　至 2005年5月25日	1.0406	1.0814	3.92
6期	自 2005年5月26日　至 2006年5月25日	1.0764	1.5973	48.39
7期	自 2006年5月26日　至 2007年5月25日	1.5973	1.4446	△ 9.56
8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	1.4446	1.1487	△ 20.48
9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	1.1487	0.7640	△ 33.49
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	0.7640	0.7741	1.32
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	0.7741	0.7750	0.12
12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	0.7750	0.7137	△ 7.91
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	0.7137	1.2237	71.46
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	1.2237	1.3777	12.58
15期	自 2014年5月27日　至 2015年5月25日	1.3777	1.9609	42.33
16期(中間期)	自 2015年5月26日　至 2015年11月25日	1.9309	1.9668	1.86

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数　(口)	解約口数　(口)
1期	自 2000年5月26日　至 2001年5月25日	33,895,038,297	16,954,741,955
2期	自 2001年5月26日　至 2002年5月27日	237,765,541	5,632,034,358
3期	自 2002年5月28日　至 2003年5月26日	41,594,858	3,334,224,924
4期	自 2003年5月27日　至 2004年5月25日	129,896,415	2,241,848,090
5期	自 2004年5月26日　至 2005年5月25日	97,221,314	2,169,333,105
6期	自 2005年5月26日　至 2006年5月25日	3,271,050,886	1,153,907,568
7期	自 2006年5月26日　至 2007年5月25日	1,064,550,476	1,688,494,287
8期	自 2007年5月26日　至 2008年5月26日	70,127,235	1,215,549,329

9期	自 2008年5月27日　至 2009年5月25日	50,991,588	616,980,493
10期	自 2009年5月26日　至 2010年5月25日	5,131,819	688,701,497
11期	自 2010年5月26日　至 2011年5月25日	6,929,513	475,513,409
12期	自 2011年5月26日　至 2012年5月25日	2,463,103	241,950,351
13期	自 2012年5月26日　至 2013年5月27日	27,812,148	293,956,949
14期	自 2013年5月28日　至 2014年5月26日	102,749,900	543,720,058
15期	自 2014年5月27日　至 2015年5月25日	28,025,413	363,556,053
16期(中間期)	自 2015年5月26日　至 2015年11月25日	390,406,586	206,162,946

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

運用実績

（2015年12月30日現在）

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日（2000年5月26日）～2015年12月30日

※1 分配金再投資基準価額は信託報酬および実績報酬等控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。
※2 TOPIXは設定日前営業日（2000年5月25日）を10,000として指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額（1万口当たり）	19,129円
純資産総額	32.7億円

■ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

2015年5月	300円
2014年5月	0円
2013年5月	0円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
設定来累計	450円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	92.7%
キャッシュ等	7.3%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	大和ハウス工業	建設業	4.7%
2	富士重工業	輸送用機器	4.7%
3	ＫＤＤＩ	情報・通信業	4.7%
4	伊藤忠商事	卸売業	4.4%
5	東日本旅客鉄道	陸運業	4.3%
6	エイチ・アイ・エス	サービス業	4.0%
7	日本電産	電気機器	3.2%
8	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.8%
9	ミスミグループ本社	卸売業	2.6%
10	良品計画	小売業	2.3%

■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	サービス業	12.0%
2	小売業	10.6%
3	情報・通信業	10.3%
4	輸送用機器	8.8%
5	化学	8.7%
6	電気機器	8.3%
7	卸売業	7.8%
8	陸運業	5.2%
9	建設業	4.7%
10	その他製品	4.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIXです。

※年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資ベース）をもとに算出した騰落率です。
※2015年は1月1日から12月末までの収益率を表示しています。
※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（1）～（3）略

（4）購入価額

購入申込受付日の基準価額です。

（5）購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（6）略

新設

＊略

＜訂正後＞

（1）～（3）略

（4）購入価額

購入申込受付日の基準価額とします。

（5）購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（6）略

※　ファンドの申込単位および購入時手数料等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

＊略

２【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

（1）～（6）略

新設

＊略

＜訂正後＞

（1）～（6）略

※　ファンドの換金単位および換金価額等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

＜委託会社の照会先＞

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕http://www.sparx.co.jp/
〔電話番号〕　03-6711-9200
（受付時間：営業日の９：00～17：00）

＊略

第３【ファンドの経理状況】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況　１財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表が追加されます。

＜更新・追加＞

１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和５２年大蔵省令第３８号）並びに同規則第３８条の３及び第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成１２年総理府令第１３３号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

２）中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づいて、第１６期中間計算期間（平成２７年５月２６日から平成２７年１１月２５日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和３２年大蔵省令第１２号）第３条第１項に基づく中間監査を受けております。

中間財務諸表
スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンド
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期計算期間末 (平成27年5月25日現在)	第16期中間計算期間末 (平成27年11月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	213,631,191	265,228,412
株式	2,597,763,050	2,871,085,000
未収入金	99,377,158	53,963,925
未収配当金	14,653,341	14,640,989
未収利息	58	72
流動資産合計	2,925,424,798	3,204,918,398
資産合計	2,925,424,798	3,204,918,398
負債の部		
流動負債		
未払金	63,456,839	24,851,501
未払収益分配金	42,505,082	―
未払解約金	4,648,669	4,401,268
未払受託者報酬	1,420,799	1,560,900
未払委託者報酬	77,338,477	24,976,225
その他未払費用	241,290	143,545
流動負債合計	189,611,156	55,933,439
負債合計	189,611,156	55,933,439
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,416,836,080	※1 1,601,079,720
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,318,977,562	1,547,905,239
（分配準備積立金）	791,517,310	691,437,853
元本等合計	2,735,813,642	3,148,984,959
純資産合計	2,735,813,642	3,148,984,959
負債純資産合計	2,925,424,798	3,204,918,398

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
営業収益		
受取配当金	15,287,088	20,039,079
受取利息	12,822	11,208
有価証券売買等損益	395,241,092	65,663,241
その他収益	35,550	501
営業収益合計	410,576,552	85,714,029
営業費用		
受託者報酬	1,357,370	1,560,900
委託者報酬	21,717,864	24,976,225
その他費用	249,630	143,545
営業費用合計	23,324,864	26,680,670
営業利益	387,251,688	59,033,359
経常利益	387,251,688	59,033,359
中間純利益	387,251,688	59,033,359
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	24,581,915	297,880
期首剰余金又は期首欠損金（△）	661,881,431	1,318,977,562
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,298,641	361,158,497
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,298,641	361,158,497
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,088,748	190,966,299
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	66,088,748	190,966,299
分配金	―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	959,761,097	1,547,905,239

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第15期計算期間末 (平成27年5月25日現在)	第16期中間計算期間末 (平成27年11月25日現在)
※1 中間計算期間末日における受益権の総数	1,416,836,080口	1,601,079,720口
2 1口当たり純資産額	1.9309円	1.9668円
（1万口当たり純資産額）	(19,309円)	(19,668円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期中間計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成26年11月26日	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	①有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記①以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第15期計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成27年5月25日	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
期首元本額	1,752,366,720円	1,416,836,080円
期中追加設定元本額	28,025,413円	390,406,586円
期中一部解約元本額	363,556,053円	206,162,946円

2. デリバティブ取引関係

第15期計算期間 自　平成26年5月27日 至　平成27年5月25日	第16期中間計算期間 自　平成27年5月26日 至　平成27年11月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

原届出書　「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況　２ファンドの現況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

【純資産額計算書】

（平成27年12月30日現在）

Ⅰ　資産総額	**3,302,919,878 円**
Ⅱ　負債総額	**34,830,864 円**
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	**3,268,089,014 円**
Ⅳ　発行済口数	**1,708,451,642 口**
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	**1.9129 円**

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞

（1）資本金の額（平成27年６月末日現在）

（略）

（2）委託会社の機構（平成27年６月末日現在）

①（略）

②　運用体制

１）（略）

２）意思決定プロセス

a.ファンド・マネージャーは、ＣＩＯ（運用調査本部長）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b.ＣＩＯ（運用調査本部長）は投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c.　略

＜訂正後＞

（1）資本金の額（平成27年12月末日現在）

略

（2）委託会社の機構（平成27年12月末日現在）

①　略

②　運用体制

１）略

２）意思決定プロセス

a.ファンド・マネージャーは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「ＣＩＯ」といいます。）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。

b.ＣＩＯは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c.略

２【事業の内容及び営業の概況】

原届出書　「第三部　委託会社等の情報　第１　委託会社等の概況　２事業の内容及び営業の概況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委

託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

・投資助言・代理業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は平成27年12月30日現在次の通りです。
（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	200,244
単位型株式投資信託	4	2,895
合計	33	203,139

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第346号
加入協会 ／ 日本証券業協会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

３【委託会社等の経理状況】

原届出書　『第三部　委託会社等の情報　第１　委託会社等の概況　３委託会社等の経理状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。
＜更新・訂正後＞

１．財務諸表の作成方法について
委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．中間財務諸表の作成方法について
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額
財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

４．監査証明について
委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第10期事業年度の中間会計期間（平成27年４月１日から平成27年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）		当事業年度 （平成27年３月31日）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		4,585		4,478
預託金		500		500
未収委託者報酬		221		298
未収投資顧問料		383		534
前払費用		25		31
未収収益		27		31
未収入金		3		4
繰延税金資産		-		128
その他		1		2
流動資産合計		5,749		6,009
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	67	※2	61
工具、器具及び備品	※2	58	※2	39
有形固定資産合計		126		100
無形固定資産				
ソフトウェア		8		5
無形固定資産合計		8		5
投資その他の資産				
差入保証金		27		27
長期前払費用		5		3
投資その他の資産合計		32		31
固定資産合計		167		137
資産合計		5,916		6,147
（負債の部）				
流動負債				
預り金		123		73
未払手数料		47		53
その他未払金	※3	856	※3	1,020
未払法人税等		304		148
未払消費税等		64		13
前受金		237		271
流動負債合計		1,633		1,581
固定負債				
資産除去債務		37		37
繰延税金負債		11		9
固定負債合計		48		46
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	※1	0	※1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		1,681		1,627

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	-	120
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,688	1,853
利益剰余金合計	1,688	1,973
株主資本合計	4,235	4,520
純資産合計	4,235	4,520
負債純資産合計	5,916	6,147

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,970	1,405
投資顧問料収入	2,519	2,497
受入手数料	443	423
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,937	4,330
営業費用		
支払手数料	274	227
広告宣伝費	33	64
調査費	147	152
委託計算費	16	17
営業雑経費		
通信費	13	13
印刷費	3	5
協会費	6	8
諸会費	2	1
その他	2	2
営業費用計	500	493
一般管理費		
給料	942	947
役員報酬	70	55
給料・手当	549	607
賞与	322	283
旅費交通費	98	78
事務委託費	※1 306	※1 267
業務委託費	254	250
不動産賃借料	66	69
租税公課	27	23
固定資産減価償却費	31	33
交際費	13	12
諸経費	82	63
一般管理費計	1,823	1,747
営業利益	2,612	2,088
営業外収益		
受取利息	0	1
受取賃貸料	-	5
為替差益	35	114
雑収入	0	1
営業外収益計	37	122
営業外費用		
雑損失	0	0
営業外費用計	0	0
経常利益	2,648	2,211
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	-	0
特別損失計	-	0

(単位：百万円)

	前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
税引前当期純利益	2,648	2,211

法人税、住民税及び事業税	**961**	**856**
法人税等調整額	**△1**	**△130**
法人税等合計	**960**	**726**
当期純利益	**1,688**	**1,484**

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	104	499	603	145	△426	△281	2,822	2,822
当期変動額									
資本準備金の取崩		△104	104	－				－	－
その他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振替			△281	△281	－	281	281	－	－
利益準備金の取崩					△145	145	－	－	－
剰余金の配当			△275	△275				△275	△275
配当に伴う資本準備金積立額		27	△27	－				－	－
当期純利益						1,688	1,688	1,688	1,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	△77	△479	△556	△145	2,115	1,969	1,413	1,413
当期末残高	2,500	27	19	47	－	1,688	1,688	4,235	4,235

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	27	19	47	－	1,688	1,688	4,235	4,235
当期変動額									
剰余金の配当						△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
配当に伴う利益準備金積立額					120	△120	－	－	－
当期純利益						1,484	1,484	1,484	1,484
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	120	164	284	284	284
当期末残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

２．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	４年～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（４年～５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建　物　19百万円 工具、器具及び備品　24百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金　729百万円	※１．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５ ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建　物　28百万円 工具、器具及び備品　46百万円 ※３．関係会社に対する資産及び負債 その他未払金　654百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	当事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
※１．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費　250百万円	※１．関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費　223百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年６月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年３月31日	平成25年７月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年３月31日	平成26年６月26日

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	－	－	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年３月31日	平成26年６月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年３月31日	平成27年６月25日

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,585	4,585	－
（２）預託金	500	500	－
（３）未収委託者報酬	221	221	－
（４）未収投資顧問料	383	383	－
（５）未収収益	27	27	－
資産計	5,718	5,718	－
（１）未払手数料	47	47	－
（２）その他未払金	856	856	－
負債計	903	903	－

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（１）現金・預金、（２）預託金、（３）未収委託者報酬、（４）未収投資顧問料及び（５）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)２．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,585	－	－	－
預託金	500	－	－	－
未収委託者報酬	221	－	－	－
未収投資顧問料	383	－	－	－
未収収益	27	－	－	－
合計	5,718	－	－	－

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,478	4,478	－
（２）預託金	500	500	－
（３）未収委託者報酬	298	298	－
（４）未収投資顧問料	534	534	－
（５）未収収益	31	31	－
資産計	5,843	5,843	－
（１）未払手数料	53	53	－
（２）その他未払金	1,020	1,020	－
負債計	1,074	1,074	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1）現金・預金、（2）預託金、（3）未収委託者報酬、（4）未収投資顧問料及び（5）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,478	―	―	―
預託金	500	―	―	―
未収委託者報酬	298	―	―	―
未収投資顧問料	534	―	―	―
未収収益	31	―	―	―
合計	5,843	―	―	―

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	145百万円	139百万円
資産除去債務	13	11
未払事業税	67	31
未確定債務否認	10	97
金融商品取引責任準備金	0	0
繰延税金資産小計	237	280
評価性引当額	△237	△151
繰延税金資産合計	－	128
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	11	9
繰延税金負債合計	11	9
繰延税金資産の純額	△11	119

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	－	35.6%
（調整）		
税率変更による差異等	－	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	－	0.2
住民税均等割	－	0.1
評価性引当金の増減	－	△3.6
その他	－	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－	32.8

なお、前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は９百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成26年３月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成27年３月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
2,512	801	1,306	290	27	4,937

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	1,306	投信投資顧問業
A社（注）	580	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,940	1,170	842	344	32	4,330

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	842	投信投資顧問業
A社（注）	658	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,492	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託（注１）（注２）	250	未払金	53
							運用報酬等の受取（注１）（注２）	104	未収投資顧問料	18
							配当金の支払	275	―	―
							連結納税による個別帰属額	675	未払金	675

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）（注２）	1,263	未収投資顧問料	72
						販売会社	手数料の受取（注１）（注２）	38	未収収益	8
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	21,501	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）（注２）	9	未収投資顧問料	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

２　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,517	純粋持株会社	（被所有）直接100	グループ管理会社	業務委託（注１）（注２）	223	未払金	83
							運用報酬等の受取（注１）（注２）	132	未収投資顧問料	24
							配当金の支払	1,200	―	―
							連結納税による個別帰属額	568	未払金	569

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	804	未収投資顧問料	86
						販売会社	手数料の受取（注１）	33	未収収益	7
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	25,001千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取（注１）	4	未収投資顧問料	―
	スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	東京都品川区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払（注１）（注２）	24	未払金	23
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注１）（注２）	5	未収入金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2　親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
１株当たり純資産額　84,709円17銭 １株当たり当期純利益金額　33,763円00銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　90,408円31銭 １株当たり当期純利益金額　29,699円13銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 （平成26年３月31日）	当事業年度末 （平成27年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	4,235	4,520
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	4,235	4,520
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

次へ

１．中間財務諸表

(1)　中間貸借対照表

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (平成27年９月30日)
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		4,302
預託金		500
未収委託者報酬		420
未収投資顧問料		706
前払費用		43
未収入金		5
未収収益		29
繰延税金資産		187
流動資産合計		6,195
固定資産		
有形固定資産	※2	26
無形固定資産		4
投資その他の資産		
差入保証金		27
長期前払費用		3
投資その他の資産合計		31
固定資産合計		63
資産合計		6,258
（負債の部）		
流動負債		
未払手数料		58
その他未払金		1,208
未払法人税等		173
前受金		90
預り金		60
賞与引当金		340
その他	※3	52
流動負債合計		1,984
固定負債		
資産除去債務		37
繰延税金負債		8
固定負債合計		45
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※1	0
特別法上の準備金合計		0
負債合計		2,030
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		2,500
資本剰余金		
資本準備金		27
その他資本剰余金		19
資本剰余金合計		47
利益剰余金		
利益準備金		240
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,441
利益剰余金合計		1,681
株主資本合計		4,228

純資産合計	**4,228**
負債純資産合計	**6,258**

(2)　中間損益計算書

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,330
投資顧問料収入		1,495
受入手数料		231
その他営業収益		1
営業収益計		3,060
営業費用及び一般管理費	※1	1,694
営業利益		1,365
営業外収益	※2	12
営業外費用		1
経常利益		1,376
税引前中間純利益		1,376
法人税、住民税及び事業税		527
法人税等調整額		△59
中間純利益		908

(3)　中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520
当中間期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
配当に伴う利益準備金積立額	－	－	－	－	120	△120	－	－	－
中間純利益	－	－	－	－	－	908	908	908	908
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	120	△411	△291	△291	△291
当中間期末残高	2,500	27	19	47	240	1,441	1,681	4,228	4,228

［重要な会計方針］

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
主な耐用年数は、以下の通りであります。

建　　物	１年～18年
器具備品	１年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

２．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

［会計方針の変更］

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益への影響はありません。

［会計方針の見積りの変更］

（耐用年数の変更）

当社は、取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。

この本社移転に伴い利用見込みのない建物附属設備等につきまして、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当中間会計期間より、耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が62百万円それぞれ減少しております。

［注記事項］

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成27年９月30日)
※１　特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５
※２　有形固定資産の減価償却累計額　　148百万円
※３　消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日)
※１　減価償却実施額 有形固定資産　　73百万円 無形固定資産　　0百万円
※２　営業外収益のうち主要なもの 受取賃貸料　　7百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 末株式数 （株）
普通株式	50,000	－	－	50,000
合計	50,000	－	－	50,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年６月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年３月31日	平成27年６月25日

（２）　基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成27年９月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）現金・預金	4,302	4,302	－
（２）預託金	500	500	－
（３）未収委託者報酬	420	420	－
（４）未収投資顧問料	706	706	－
（５）未収収益	29	29	－
資産計	5,959	5,959	－
（１）未払手数料	58	58	－
（２）その他未払金	1,208	1,208	－
（３）預り金	60	60	－
負債計	1,327	1,327	－

（注）１．　金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、（２）預託金、（３）未収委託者報酬、（４）未収投資顧問料及び（５）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金及び（３）預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成27年９月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１．サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
1,681	857	287	233	3,060

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	377	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成27年９月30日)
１株当たり純資産額	84,573円17銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（百万円）	4,228
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	―
普通株式に係る中間期末純資産額（百万円）	4,228
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	50,000

１株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日)
１株当たり中間純利益金額	18,164円85銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（百万円）	908
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る中間純利益（百万円）	908
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書　「第三部　委託会社等の情報　第２　その他の関係法人の概況　１名称、資本金の額及び事業の内容」については、以下のとおり更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

①受託会社

名称　三井住友信託銀行株式会社
資本金の額　342,037百万円（平成27年９月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額　51,000百万円（平成27年９月末日現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。
再信託の目的　原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

②販売会社

名称	資本金の額 (平成27年9月末日現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・ スタンレー証券株式会社	40,500百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	27,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

第３【その他】

＜訂正前＞

(1) 略

(2) 略

①～⑤　略

⑥次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑦～⑨　略

（3）～（5）略

＜訂正後＞

（1）略

（2）略

①～⑤　略

⑥次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑦～⑨　略

（3）～（5）略

独立監査人の監査報告書

平成２７年6月２４日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　森　重　　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　伊　藤　　雅　人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１１月２５日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　雅　人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１０期事業年度の中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成２７年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２８年1月１５日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２７年５月２６日から平成２７年１１月２５日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・ジャパン・エクイティ・ファンドの平成２７年１１月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２７年５月２６日から平成２７年１１月２５日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

前へ